

別記第2号様式の2（第3の2の事項関係）

北海道警察北見方面本部告示第28号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年6月25日

北海道警察北見方面本部長 田 中 昭 彦

1 意見の聴取の期日

令和8年7月8日 午前10時00分

2 意見の聴取の場所

北見市青葉町6番1号 北海道警察北見方面本部 聴聞室

注 規格は、A列4番縦長とする。